議会だより

五十七年度予算成立

55年度決算認定

昭和五十七年第一回定例村議会は、三月十二日告示され、三月十六日より二十九日までの会期十四日間で開かれました。

付議された議件は十六件（内議員発議一件）で内容は条例の一部改正五件、補正予算二件、決算三件、当初予算三件、人事二件、契約一件となっており、全案件とも原案のとおり可決されました。

（以下概要）

○議案第六号　国保事業運営基金条例の一部改正

国保事業（支払）の円滑化を図るため、県の支払機関（県国保連合会）に予託している金額を七万円増額するための条例改正。

名称のとおり国保会計の財産です。

○議案第七号　国民年金印紙購買基金条例の一部改正

予算上は四月一日に一般会計より本基金に繰出し、翌年三月三十一日に繰戻すものです。又住民の年金納入に先立ち、印紙を購入しておくもので年金保険料の増加に伴ってこの繰出す額をその都度改正しているものです。

○議案第八号　職員の給与条例の一部改正

既報のとおり給与月額等の改正があった中で、十二月及び三月の期末手当等は改定前の旧月額を使っていた訳ですが、この処置の期間の定めなく当分の間となっておりましたが、期間が五十六年度限りとなったもの。

○議案第九号　国民健康保険条例の一部改正

国保会計における助産費の支給額が八万円であったものを、五十七年度より十万円にしたもの。

○議案第十号　村税条例の一部改正

固定資産の評価替について国会の審議が遅れて固定資産台帳の住民に対する縦覧が一ケ月遅れたことにより固定資産税の第一期の納期を本年に限り一ケ月繰り延べるもの。

○議案第十一号　昭和五十六年度一般会計補正予算（第九号）

一般会計予算を一四八三万一千円を増額し、総額を十億四五百万二千円とするもの。

歳入の主なものは、地方交付税四二〇万五千円、国庫支出金三四六万一千円（運動広場建設補助金増三四五万一千円その他）県支出金九五万円（田麦生産団地育成補助金五六万円、知事選挙委託金二三万五千円その他）財産収入三八五万六千円（土地売払収入三四五万六千円その他）諸収入二二三万三千円（預金利子一六八万八千円増その他）その他となっております。

歳出の主なものは議員報酬の減一〇八万円も含めて議会費で一八六万七千円の減、総務費では土地開発基金繰出金六百万円、減債基金積立金八百万円、民生費では老人医療費一四〇万二千円の減額、臨時保母賃金五二万三千円の減額、衛生費では妊産婦、乳児医療費五三万円の減額、土木費では村道一号線四〇〇万円の追加、県道工事負担金一二七万円の追加、上曲通用地買収費樹木補償費一三〇万円、教育費では小学校の学級増による教室改装工事百万円となっており、その他年度末でもあり、予算整理が多くの項目にわたってあります。

第一回定例村議会

○議案第十二号　昭和五十六年度国保特別会計補正予算（第三号）

歳入歳出二六〇四万三千円を増額し、総額を二億二千六万九千円とするもので歳入は、保険税が一四六万二千円の減額、国庫支出金二七五〇万五千円の増となっており、歳出は、療養費（支払医療費）であります。

○議案第十六号　監査委員の選任について

議会選出の問島義衛監査委員の辞職願の許可により、後任者として岩越正作氏を選任するもの。

（別掲参照）

議会一口メモ（一）

※臨時会

①必要の都度開くことが出来る。

但し定例会が三ケ月に一回あるので各定例会まで待てない事項。

②一般質問が出来ないが緊急事項について緊急質問が出来る。

③議題を明示しなければならない。但し、急施案件（議会が認定する）については明示しなくともよい。

④議案の追加が③但し書きの適用が必要である。

⑤招集しても出席議員が過半数に達しない時は再度招集することが出来る。

⑥原則として過半数の出席がなければならないが、再度招集の臨時会はこの適用がない。

但し最少限何名との規定がないが、少なくとも三名以上と解される。

⑦事件が全て終った場合でも、議長の宣告のみによらず、議会に諮って閉会する。

⑧規定された数名の議員により議会を開く請求をすることが出来る。この場合は請求者は事件を明示しなければならない。

※定例会に一例を追加します。

①定例会・臨時会の如何を問わず事件等が委員会に付託となってそのまま継続審査となった場合は、次の議会まで継続される訳ですが、次の議会とは、次の定例会のことをいいます。

◎臨時会はこれで終ります。尚当分の間、用語説明を続けます。

○議案第十七号　水道施設拡張工事の請負契約の締結について

水道の浄水場拡張工事の請負契約について契約額一億七百万円、工事請負者、㈱宮川組で工事期間は契約議決後本契約を締結し一二〇日間となっています。

○発議第一号　農業委員の推せんについて

議会の推せんによる農業委員二名が欠員となっておりましたが、欠員となった部落が非常に不便を生じている実情から、当該出身議員より発議されたもの（敬称略）

大字大別当七一九番地の子　鑑　作蔵　T11・3・27生

大字下曲通二三三〇番地　小林　繁　S4・9・2生

提出者　野沢　正治

賛成者　小湊　米吉

〃　阿部　忠五郎

○議案第三号　昭和五十五年度一般会計決算

昨年九月発行号のとおりです。

○議案第四号　昭和五十五年度国保会計決算

歳入総額一億九四四九万六七三三円、歳出総額一億八一三五万九九六円、差引一三一四万五七三七円の黒字決算に終りました。

○議案第五号　昭和五十五年度水道会計決算

歳入総額三五二〇万四一三九円、歳出総額三四三万六四〇七円、差引三六万七七三二円の黒字決算に終りました。

○議案第十三号　昭和五十七年度一般会計予算（別掲参照）

○議案第十四号　昭和五十七年度国保特別会計予算（別掲参照）

○議案第十五号　昭和五十七年度水道特別会計予算（別掲参照）

4月25日は、県知事選挙の投票日です!!

……みんなで投票、のびゆく県政……

県知事選挙は、今後四年間の県政の行方を決める大切な選挙です。他人の声にまどわされることなくよく考えて忘れずに投票しましょう。

投票できる人

昭和三十七年四月二十六日までに生まれ、昨年十二月三十日以前から引き続き月潟村の住民基本台帳に登録されている人。

なお、昨年十二月三十一日以降に県内他市町村から転入した人で前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、「月潟村に住所を移し、引き続き月潟村に住所を有する旨の証明書」を提示して、前住所地で投票して下さい。この証明書は役場住民課で交付を受けて下さい。

投票時間

午前七時から午後六時までです。入場券を忘れずに。

有権者のみなさんには、投票日の一週間位前に投票所の入場券をお届けします。投票するときには忘れずにお持ち下さい。もし、入場券が届かなかったり、なくしたりしたときでも選挙人名簿に登録されている人なら投票できます。当日、投票所で係員に申し出て下さい。

あなたの投票は、入場券に書かれてある投票所でしかできません。お間違えのないように。

開票

即日開票で、午後七時から役場二階第一会議室で行ないます。なお、会場が狭いため参観人は、先着順で三十人になり次第締めきらせていただきますのでご了承下さい。

選挙に関するお問い合わせは

選挙管理委員会

（電話七五―二七一〇）へ

監査委員（議会選出）に岩越正作氏を選任

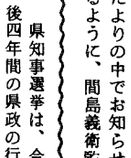

議会だよりの中でお知らせしてあるように、間島義衛監査委員の辞職により、後任の監査委員に岩越正作氏が四月一日より就任いたしました。

歴　○村議会議員二期
　　○総務文教常任委員長

経　○三条、燕、西蒲、南蒲、広域養護老人ホーム施設組合議員

水田再編対策転作目標面積配分される――＊

昭和五十七年度の水田転作目標面積及び事前売渡申込限度数量が次のとおり県より配分されたので三月十七日月潟村水田再編対策推進協議会の審議を経て、三月十八日付けで各農家へ配分内示しました。

1. 転作目標面積

昭和57年度配分面積	昭和56年度配分面積	前年度との割合	比較面積
79.4 ha	80.8 ha	98.27%	△1.4 ha

2. 事前売渡申込限度数量

	昭和57年度	昭和56年度	前年度との割合	比較
うるち	1,918,140kg (31,969俵)	1,923,720kg (32,062俵)	99.70%	△5,580kg (△93俵)
もち	162,480kg (2,708俵)	166,020kg (2,767俵)	97.87%	△3,540kg (△59俵)
計	2,080,620kg (34,677俵)	2,089,740kg (34,829俵)	99.56%	△9,120kg (△152俵)

◎転作目標面積の配分方法

1.配分基準面積

農業委員会の農家台帳面積『所有地十小作地（農用地利用増進法に基づく面積を含む）』を基準とする。

2.配分基準

一、率配分とする。但し、経過した永年作物面積（定着分）は控除する。配分対象率一六、八六一九%

3.配分対象農業者

原則として米穀売渡実績のあるものとする。但し自主的に申し出のある農業者は、この限りでない

◎事前売渡申込限度数量の配分方法

1.配分基準面積

農業委員会農家台帳面積から昭和五十七年度転作目標面積を差引いた面積を基準とする。

2.配分方法

配分基準面積に十アール当り基準収量五四八、五kgを乗じて得た数から昭和五十七年一月一日現在の住民基本台帳の世帯員一人当り一二〇kgで計算した保有量を差し引いたものとする。

受託地は基準収量の五六%（三〇八kg）、委託地は基準収量の四四%（二四〇kg）を乗じた数量とする。

◎昭和五十七年度水田利用再編対策推進方針については、前年度と殆んど変っていませんが、

1.特定作物（麦、大豆、飼料作物）、永年作物（果樹）、地域振興作物（スイトコーン）の定着化と生産性の向上の推進

2.団地化の促進（連担団地化を含）

3.輪作体系の確立の促進

4.生産流通対策の充実による収益性の向上

を重点としています。厳しい農業状勢を踏まえ本年度も転作目標面積を達成下さるよう特段の御協力をお願いいたします。

持家住宅緊急対策事業資金を貸付けます。

県では、持家促進と木材関連業界の振興を図るため、住宅建設資金を貸し付けていますのでご利用ください。

▼貸付けの条件

次の条件のすべてに該当する人は貸付けを受けられます。

○県内に自ら居住するための住宅を建設（新築購入、増改築を含む）しようとする人

○資金の貸付けを受けなければ住宅を建設できない人で、前年一年間の収入金額又は所得金額が次の額以下の人

給与所得のみの人

収入金額　七〇〇万円

その他の人

所得金額　五二五万円

○住宅金融公庫の昭和五十七年度第一回個人住宅の融資を受けて住宅を建設する人（増改築については公庫利用を問いません。）

▼貸付内容

貸付限度　一戸当り　四百万円

利率及び償還期間

○木造一三五平方メートル以下

年四・五%　十五年以内

○木造一三五平方メートルを超えるもの及び非木造

年六・〇%　十年以内

▼受付期間

四月三十日（金）まで受け付けています。

▼申込書の頒布・受け付け

最寄りの取扱金融機関の窓口

くわしいことは、県土木部建築住宅課　電話（〇二五二）二四―三八〇三へ